

# 2024 御殿場夏まつり歩行者天国 届出要項

今年から大きく変わります!

- ①歩行者天国規制区間内で販売行為(金銭の授受が発生)を行う方は  
従事者名簿+身分証明書(写し \*全員分)の提出が必要となりました。
- ②規制区間内にて営業する事業者が自社店舗前でも販売する場合も申請が必要です。
- ③最終の申請先が商工会に変更になります。

1. 申込受付期間 **6月3日(月) ~ 6月28日(金) 必着**

申込先 **出店者 → 地域責任者(様式 1-1・様式 2-1「9」署名のみ) → 出店者 → 商工会(窓口)**

- ①本年より地域責任者へ提出していた書類を出店者の方が直接商工会へご申請ください。
- ②支部長や商店会等の責任者は各営業日のみ対応しますので事前にお電話等で調整ください。(別紙参照)
- ③商工会の受付時間：平日 9:00 ~ 11:30 ・ 13:00 ~ 16:00
- ④書類のチェックに時間を要しますので、時間に余裕をもって来館ください。

2. 申込書類

- ①金銭の授受が発生する出店者と発生しない出店者(主としてバンド演奏など成果を披露するもの)で申請書類が変わりますので、よく確認いただきご提出ください。
- ②実行委員会が必要と認める場合、追加で書類を提出いただく場合があります。予めご了承ください。

★金銭の授受が発生する事業者

- ①実施届出書(様式 1-1) ・ ②誓約書(様式 1-2) ・ ③露店等配置図届出書(様式 3) ・ ④従事者名簿(様式 4)
- ⑤従事者の身分証明書添付台紙(様式 5) ・ ⑥飲食店営業(露店等)許可(写し) \*飲食営業者のみ

\*身分証明書の写しは顔写真付きで両面コピーしてご提出ください。

例) 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 顔写真 + 公的証明書

★金銭の授受が発生しない出展者(主としてバンド演奏など成果を披露するもの)

- ①実施届出書(様式 2-1) ・ ②誓約書(様式 2-2) ・ ③露店等配置図届出書(様式 3)

3. 出店者事前説明会について

①以下の日時で合計3回開催しますのでいずれかの日時に1回必ずご参加ください。

②出店者事前説明会に出席しない場合出店許可証をお渡ししません。

開催日時

- i) 7月19日(金) 14:00~ 御殿場市民会館 2階 和室
- ii) 7月19日(金) 19:00~ 御殿場市民会館 3階 第7会議室
- iii) 7月22日(月) 14:00~ 御殿場市民会館 3階 第7会議室

4. 実施日時と区間

①日時 ⇒ **8月3日(土) ・ 8月4日(日) 17:00 ~ 20:30** (催事や販売終了時間)

②区間 ⇒ 8月3日(土) 県道沼津小山線 市役所北交差点 ~ 杉原交差点  
8月4日(日) 県道沼津小山線 湯沢交差点 ~ 森之腰(米山モーターズ)交差点

5. 申込資格

①土地の所有者の許可を得て、且つ必要な各種許可を所持し原則として業として営んでいる方

②静岡県暴力団排除条例に定める団体と関係のない(以下に該当しない)方

暴力団 ・ 暴力団員 ・ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ・ 暴力団関係企業  
暴力団と密接な関係を有する者 ・ 暴力団等反社会的勢力に利益を供与する者

## 6. 申込時点の注意

- ①法律、条例等の法規命令または公序良俗に反するような内容での出店できません。
- ②出店場所は、出店者の責任において所有者と協議のうえ、借用してください。(主催者にて出店場所の斡旋はしません)
- ③歩行者天国規制区間内に営業している事業者が自社店舗前で販売等を行う場合も必ず申請ください。
- ④歩車道は原則出店できません。歩道に出店する場合は別紙「私有地以外の道路上の出店について」をご確認ください。
- ⑤出店場所、販売品目、価格等の調整等は、実行委員会では一切いたしません。
- ⑥1店舗につき、1部ずつ届出を提出して下さい。1つの届出で複数店舗の出店は認めません。
- ⑦発電機や調理器具等の対象火気器具等を使用する場合は、**消火器**の設置箇所を記載してください。
- ⑧くじ引きなどは政令・条例違反になる場合があるため、確認した上で、お申込みください。
- ⑨届出書は消防本部・保健所などの関係機関に提出する場合があります。県警には届出書等を提出いたします。
- ⑩静岡県警の指導にて今年より暴力団等の反社会的勢力との関係調査のため、金銭の授受が発生する出店者におきましては、代表者及び当日出店で従事予定者(使用人)全員分の身分証明書等も一緒にご提出ください。
- ⑪県警による調査や書類不備(身分証明書の提出拒否)によって出店不可になる可能性もあります。

## 7. 飲食露店出店に関して

- ①静岡県内一円の飲食店営業許可(露店)が必要な業種の方は、許可証のコピーを添付してください。  
飲食店営業許可(露店)が必要か不明な場合は、御殿場保健所衛生薬務課(0550-82-1223)へ確認してください。
- ②食中毒等の損害を担保するため、飲食露店出店者は原則、損害保険に加入してください。

## 8. 当日出店について(違反が確認された場合は、次回以降の出店等を認められない場合があります)

- ①歩行者天国の販売・催事・音出しの実施届出時間は17:00~20:30です。  
21:00の交通規制解除時には歩道・車道の通行の妨げにならないようご対応ください。
- ②実行委員会が当日、出店届出済証の有無を確認巡回します。出店届出済証を必ず見える位置に掲示してください。  
県警が代表者や従事者の確認に巡回します。身分証明書の呈示が求められることもありますので、予めご了承ください。  
販売等でご多忙のところ恐れ入りますが、ご協力ください。
- ③土地所有者へ迷惑をかけないよう地面を養生し、終了後に周辺の清掃を実施、ごみは各自でお持ち帰り、処理ください。
- ④飲食スペース、テーブル等を設置する際は、交通の妨げ(道路にはみださない等)にならないように徹底してください。
- ⑤パレード通過中、パレードの進行がスムーズに行えるよう来場者の誘導にご協力ください。
- ⑥発電機や調理器具等の対象火気器具等を使用する場合は、**消火器**を携帯してください。
- ⑦新型コロナウイルス感染症対策等は自己判断でご対応ください。
- ⑧器物破損等により所有者に損害賠償が発生した場合など、実行委員会本部にも報告してください。
- ⑨事件、事故その他危険行為等を発見した場合には、実行委員会本部へ報告してください。
- ⑩緊急時は、実行委員会の指示に従い来場者の安全確保にご協力ください。

## 9. 当日の音出しイベント等に関して

- ①音出ししているパレード団体が通過中は、音が被らないようにご配慮ください。
- ②演奏中は、観客が道路上に出ないように、注意喚起をしてください。
- ③近隣住民の方の生活もありますので、音出しが長く続きすぎないように演奏時間や間隔を調整ください。

## 10. 雨天の対応

- ①原則実施しますが豪雨など危険であると実行委員長が判断した場合は中止します。  
両日とも15:30に協議を開始し、中止の場合は同報無線や当会 X(旧 Twitter)等でお知らせします。
- ②小雨等で実施の場合、出店の判断は出店者に委ねます。機材等の故障等については出店者の責任でご対応ください。

## 商工会ホームページ



問合せ先 : 御殿場夏まつり歩行者天国実行委員会 事務局  
御殿場市商工会 御殿場市萩原515  
TEL:0550-83-8822 FAX:84-0605

# 歩行者天国届出書の確認者と届出先について

\* 歩行者天国の届出書は下記の地域責任者の許可(押印)を得た後に商工会へご提出ください。

- 届出書には、事前に「実施場所の所有者確認印」と「地域責任者の確認印」が必要です。(署名捺印、又は記名押印)
- 届出書に記入漏れがないようご確認の上、**地域責任者へ提出の際は必要な申請書類を全てご提出ください。**  
\*最終の申請先は御殿場市商工会(萩原515 平日:9:00~11:30・13:00~16:00)です。
- 届出書は、**責任者不在や定休日等で受付出来ない場合もありますので、事前にお電話等でご確認の上、お越しください。**  
**責任者にご迷惑をおかけしないようご対応ください。**
- 当日は、実行委員会、警察署、警備員、商工会支部等の関係者の指示に従って下さい。
- 届出期限**は、**6月28日(金)**です。(商工会必着)

★8月3日(土) 実施区域:県道沼津小山線 市役所北交差点~杉原交差点 (二枚橋・御殿場)				
支部・商店会名	地域	地域責任者(企業名・代表者)		電話番号
御殿場第五支部長	二枚橋	コミーズオフィス	小宮山毅	090-5510-3324
御殿場第二支部長	御殿場	府川畳店	府川直次	82-1121
東御殿場サービス店会	御殿場	ヘアサロンこみやま	小宮山富雄	82-2891
★8月4日(日) 実施区域:県道沼津小山線 湯沢交差点~森之腰(米山モータース)交差点 (湯沢・新橋・森之腰)				
支部・商店会名	地域	地域責任者(企業名・代表者)		電話番号
御殿場第一支部長	新橋	望月たばこ店	望月健一郎	82-0271
元町	新橋	望月たばこ店	望月健一郎	82-0271
本町	新橋	永井薬局	永井久雄	82-0027
マイロード	新橋	旬菜割烹なかだ	高杉直史	82-1150 (日・祝除く) 12:00~14:00 16:00~24:00
駅通り	新橋	石川商店	石川英嗣	090-9139-4340
宮前通り	新橋	ヘアサロンナカノ	中野幸夫	82-1187
軒田通り	新橋	テーエム商会	土屋雅司	090-3850-9017
原里支部長	森之腰	砂山商店	砂山晃一	090-7956-8863 (土・日・祝除く)
御殿場第三支部長	湯沢	山口屋	山口厚	83-3501 *翌日以降書類返却となります

★届出済証お渡し日(事前説明会開催日程) \*露店・物販・音だし等イベント共通

- 7月19日(金) 14:00~ (御殿場市民会館 2階 和室)
- 7月19日(金) 19:00~
- 7月22日(月) 14:00~ (御殿場市民会館 3階 第7会議室)

\*①~③のいずれかの日時で必ず説明会へご参加ください。

\*私有地以外の道路上の出店は説明会終了後に警察へ手続をして頂きます。

<各種お問合せ先>

- |           |   |               |             |
|-----------|---|---------------|-------------|
| ①出店全般     | ⇒ | 御殿場市商工会 商業係   | TEL:83-8822 |
| ②道路使用許可申請 | ⇒ | 御殿場警察署 交通課規制係 | TEL:84-0110 |
| ③火気器具使用   | ⇒ | 消防本部 予防課      | TEL:83-0119 |
| ④飲食物の販売行為 | ⇒ | 保健所 衛生業務課     | TEL:82-1223 |

# 私有地以外の道路上の出店について（道路使用許可申請）

道路使用許可申請につきましては静岡県警に申請が必要です。

詳細は御殿場警察署 交通課 Tel0550-84-0110へお問合せください。

## 1. 道路使用に関する諸注意

- ①原則は私有地のみ出店可能ですが、駅通り、マイロード、宮前の一部のみ実行委員会として道路への出店を認めます。  
\*警察署へ道路使用許可申請を申請して許可されないこともあります。
- ②歩道も道路に該当するため、私有地の境を確認し歩道にかかる場合は必ず道路使用許可を申請して下さい。
- ③他の業者と出店場所が重なることやその他トラブルを未然に防止するため、道路後ろもしくは出店前の土地所有者、店舗運営者、居住者に確認を取り、様式1の「8-2」に署名捺印をもらって下さい。
- ④その他、トラブルが発生した場合は当事者間で調整して頂きます。
- ⑤県道(けやきかん前)は静岡県沼津土木事務所より許可がおりないため、使用できません。  
また今年度も、けやきかん前に歩行者天国本部と警備本部を設営します。

## 2. マイロード(イメージ図)



前はここまで出店可。  
ただし、歩道にかかる場合は  
警察へ申請が必要

※道路後ろの土地所有者  
または店舗運営者、居住者に  
確認を取り、様式1の「8-2」に  
署名捺印をもらってください。

## 3. 駅通り(平成29年画像)



※道路を背にして歩道上に出店して頂きます。

※出店前の土地所有者または、  
店舗運営者、居住者に確認を取り、  
様式1の「8-2」に署名捺印をもらって  
ください。

## 4. 手続き

- ①説明会に出席し、届出済証を受け取ってください。
- ②説明会に参加後、7月26日(金)までに警察署交通課へ行って申請書を書いてください。  
提出書類: 出店場所が分かる地図、露店等配置図、届出済証(写)、印鑑、1申請につき印紙代2,300円
- ③申請がおりて警察署から連絡があるため、道路使用許可書を平日の昼間の時間に、取りに行ってください。
- ④夏まつり歩行者天国当日に必ず道路使用許可書を持参し、警察署の巡回の際に提示してください。
- ⑤お問合せ先: 御殿場警察署 交通課規制係 Tel0550-84-0110

## 飲食(露店)や販売行為に関する注意要項

飲食物の提供や、食品・酒類等の販売を行う場合は、御殿場保健所衛生薬務課(TEL:82-1223)へ事前にご相談(販売品目や提供方法・許可業種等のご確認)をお願い致します。

- ①飲食物の販売行為を希望する場合は、飲食店営業許可(露店)のある方のみ受付しております。
- ②食品等の販売は、製造販売許可業者が製造し、食品表示ラベル等があるものに限りです。
- ③出店場所等で営業されている方や、関係法令等を順守し生業とされている方以外の出店はご遠慮下さい。  
\*実行委員会や商店街、支部等が要請した場合や、土地所有者の責任で特別に出店した場合等を除きます。
- ④軒田通りでは、人だかりの出来るイベント等の実施の受付は出来ません。
- ⑤道路使用許可申請(歩道の一部利用)を認めるのは、駅通り、マイロード、宮前の一部のみです。
- ⑥事前説明会へ必ずご出席下さい。説明を受けない方には提出済証は発行できませんのでご注意下さい。
- ⑦ゴミ箱をお客様から見える位置に必ず設置して下さい。

★届出書類(出店場所の番地や取扱品が異なる場合等は、出店場所ごとに届出して下さい。)

- ①実施届出書(様式1)1部
- ②誓約書(様式2)1部
- ③露店等配置図届出書(様式3)1部
- ④従事者名簿(様式4)1部
- ⑤当日出店従事者の身分証明書(写)(様式5)
- ⑥飲食店営業(露店等)許可(写)

★届出済証お渡し日(事前説明会開催日程) \*露店・物販・音だし等イベント共通

- ① 7月19日(金) 14:00～(御殿場市民会館 2階 和室)
- ② 7月19日(金) 19:00～
- ③ 7月22日(月) 14:00～(御殿場市民会館 3階 第7会議室)

\*①～③のいずれかの日時で必ず説明会へご参加ください。

\*私有地以外の道路上の出店は説明会終了後に警察へ手続をして頂きます。

【飲食店営業(露店)で提供できる食品等の例示】 <御殿場保健所衛生薬務課>

①飲食店営業(露店)許可で提供できる食品等

酒類(ビールサーバー提供を含む) \*缶ビール等の酒類の販売は、税務署の小売酒販免許と届出が必要です!

焼きとり・きりたんぽ・五平餅・フライ類・じゃがいも・ホットドッグ・焼きそば・揚げ魚肉練製品  
焼饅頭・中華そば類・ミニカステラ・きんつば・揚げあられ・たい焼き・クレープ・イカ焼き

②かき氷

製氷製造業で製造し、容器包装された氷に限り、保管は容器包装の基準に適合する容器に限ります。

③生食用商品

生食用商品は提供できません。(例)生食用鮮魚介類、生寿司、食肉の刺身等

④米飯

米飯については販売のみとします。弁当・丼物類の調整(盛付行為等含む)はできません。

仕出し屋等固定店舗で調整したものの販売に限ります。(仕出しは仕出しの許可が必要)

⑤調理

使用水は飲用適合のものに限ります。(使用水の保管は容器包装の基準適合する容器に限る)

⑥営業許可が不要な食品

甘酒・焼きもち・焼きとうもろこし・ゆで栗・甘栗・炒り豆・ポップコーン・爆弾あられ・飴細工  
りんご飴・べっこう飴・いちご飴・ニッキ・ほおずき・チョコバナナ・七味唐辛子・ハッカパイプ

★あくまで例ですので詳細については、保健所へ直接お問い合わせの上、必要な手続をして下さい。

★お問合せ先：静岡県御殿場保健所 衛生薬務課 TEL 0550-82-1223